

国土地理院の地図等の利用手続き

令和2年12月16日

国土地理院

地理空間情報部 情報企画課

I . 地図の利用手続について

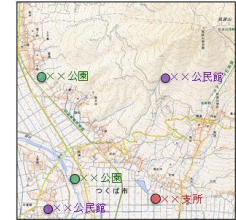
II . 教科書・教材出版での利用

III . 申請手続について

「地図の利用手続」とは？…… 測量法に基づく以下の手続のこと

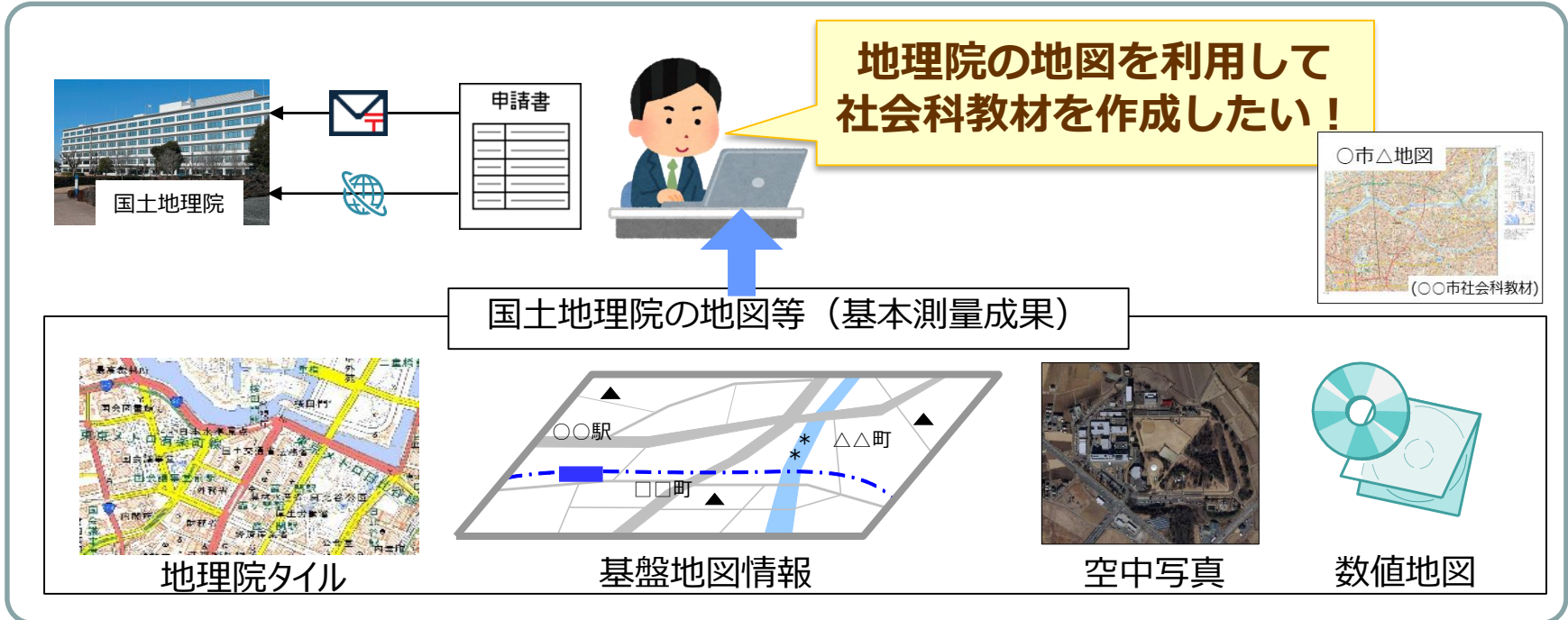
✓ 測量成果の複製の承認申請（測量法第29条）

☞ 基本測量成果をコピーやスキャンして利用する行為等が対象



✓ 測量成果の使用の承認申請（測量法第30条）

☞ 基本測量成果を使用して新たな地図等を作成する測量行為が対象



国土地理院の測量成果等について

✓ 基本測量成果

測量法に基づく申請（複製・使用承認）の手続きが必要な場合があります
(利用目的、加工方法、地図等の利用サイズ、成果の公開・配布方法などにより判断)

✓ 技術資料

ホームページからの入手、又は提供申請をされての入手の場合は「出典明示」が利用条件となります

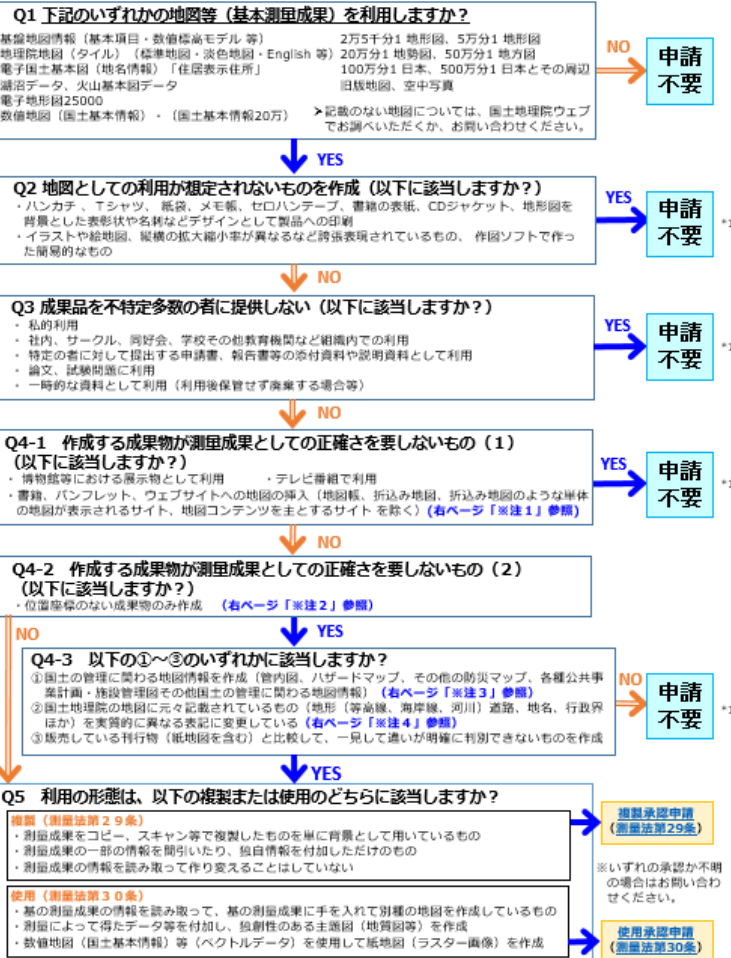
✓ ホームページで公開している測量成果等

「国土地理院コンテンツ利用規約」に基づき、
利用ルールが定められています ※一部基本測量成果を含みます。

ここからは、別紙「国土地理院の地図の利用手続きフロー」に沿って説明します。

国土地理院の地図の利用手続フロー（改正後）

START



*1 出典明示について
 国土地理院の地図等を利用する際は、申請不要の場合であっても、出典を記載してください。
 また、国土地理院の地図等を編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。編集・加工した情報を、あたかも国土地理院が作成したかのような態様で公表・利用してはいけません。

（出典記載例）
 ・出典：国土地理院発行2.5万分1地形図
 ・出典：国土地理院撮影の空中写真（XXXX年撮影）
 ・電子地形図2500Q（国土地理院）を加工して作成
 ・地理院タイトルに〇〇を基記して掲載

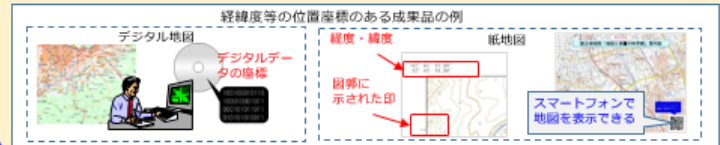
左ページ「国土地理院の地図の利用手続フロー」の注釈

※注1 書籍、パンフレット、ウェブサイトへの地図の挿入（地図帳、折込み地図、折込み地図のような単体の地図が表示されるサイト、地図コンテンツを主とするサイトを除く）について

- > 書籍・冊子（綴じ込書籍）・パンフレット（複数ページを綴じたもの）等の場合は、地図が見開きページに収まる場合は、地図の挿入と見なす。
- > リーフレット（一枚あるいは折りたたみ式の印刷物）・折り畳みパンフレット・チラシ（一枚刷りの印刷物）の場合、リーフレットの片面の大半が地図の場合は、折り込み地図と同等とみなす（製品タイトルでは「〇×マップ」「〇×地図」「〇×管内容」「〇×位置図」「〇×平面図」「〇×図集」などの多くが該当）
- > ウェブサイトの場合
 「折込み地図のような単体の地図が表示されるサイト」とは、ページのリンク等をクリックした後に別窓が開き単体の地図が表示されるもの等を行う。

※注2. 「位置座標のない・ある成果物」とは？

- > 「位置座標」とは、デジタルデータの場合は座標のことをいいます。紙地図や出力図の場合は、地図に付けられる経緯度をいいます。
- > 経緯度だけでなく平面直角座標が記載されたもの、地図を表示するためのURLの情報（経緯度とズームレベル）が含まれた2次元バーコードを配した地図、ファイル名にタイトル座標が付いた地図タイトル画像なども「位置座標のある成果物」と扱います。
- > ベクトル地図データから座標を削り、ある地域の注記のみ取り出して作成したテキストファイルは、「位置座標のない成果物」です。



※注3. 「国土の管理に関する地図情報を作成する場合」とは？

■該当する例（「国土の管理に関する地図情報を作成する場合」に該当する具体例）

種類	例
管内図	〇〇事務所管内図、〇〇事務所事業概要、〇〇市上下水道事業概要、〇〇県森林位置図、地図帳等
ハザードマップ	ため池ハザードマップ、ため池浸水被害想定区域図、洪水ハザードマップ、洪水浸水想定区域図、土砂災害防止に関する基礎図及び基礎調査の公示図書等
その他の防災関係マップ	〇〇市防災ガイドマップ、大規模盛土造成地マップ、〇〇県水防図、〇〇火山砂防事業概要、〇〇森林管理用だれ危険箇所情報、〇〇山火山防災対策等
各種公共事業計画・施設管理図その他国土の管理に関する地図情報	〇〇港湾計画図、バス路線図、〇〇市下水道計画図、〇〇公園計画図、工業用水道事業平面図、路線平面図、〇〇土地改良事業、一般計画平面図、公示地・基準地案内図、地価マップ、石油開発現況図、△△風力発電事業環境影響評価書
	（道路、河川、ダム、港湾、鉄道・バス、空港、都市開発、土地調査整理、上・下水道、農道・農地、圃場整備、不動産、環境保全、気象、資源・エネルギー（原油、天然ガス、電気（原子力・火力発電等））、教育等）

■該当しない例（「国土の管理に関する地図情報を作成する場合」に該当しない具体例）

種類	例
文化、保健医療、福祉、観光、防災、交通安全、イベント関係等	文化財マップ、神社位置図、町おこしパンフレット、観光マップ、防災マップ、〇〇市学校安全マップ、ウォーキングマップ、会場案内図等

※注4. 「国土地理院の地図に記載されているものを実質的に異なる表記に変更している場合」とは？

■該当する例（「実質的に異なる表記に変更する場合」に該当する具体例）

- 実質的に異なる表記に変更している場合の例
- 注記（地名）の修正 - 行政界の修正
- 標高データを使って陰影を作成・描画（高さのデータを（利用して解析し）、“陰影”の色表記に変えている）
- 標高データを使って形態解析（シミュレーション）

■該当しない例（「実質的に異なる表記に変更する場合」に該当しない具体例）

- 実質的に異なる表記に変更していない場合の例
- 電子地形図の色調をグレーに変更、独自情報の追加（注記（地名）・行政界を除く）
- 地理院タイトルを複製、注記を削除（削除のみは該当しない）
- 基礎地図情報（基本項目等）の単なる地図出力

※ この資料は、変更される可能性があります。最新情報は国土地理院ウェブサイトでご確認ください。

利用手続きフロー-Q1：基本測量成果を利用しますか？ ⇒YESに該当…Q2へ

【申請の対象となる主な基本測量成果】

✓ 紙地図

→地形図、地勢図、地方図、旧版地図等

✓ 電子地形図（25000、20万）

ラスタデータ型の地図画像データ

✓ 空中写真、正射写真（刊行物）

✓ 数値地図（国土基本情報等）

ベクトル形式のデジタルデータ

✓ 基盤地図情報（基本項目等）

ベクトル形式のデジタルデータ

✓ 各種主題図

→火山土地条件図、湖沼図等

✓ 地理院地図のデータ

→地理院タイルのうち、標準地図・淡色地図・English等



5万分1地形図



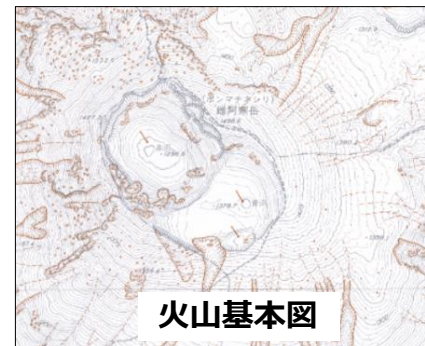
電子地形図20万



空中写真（刊行物）



数値地図



火山基本図




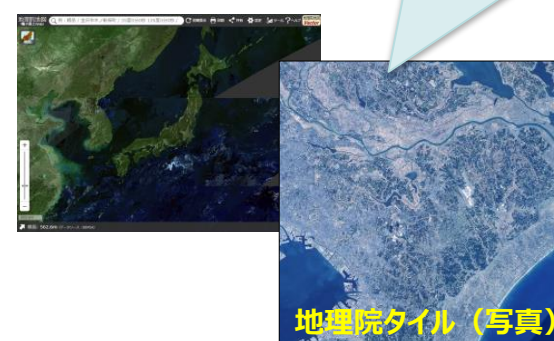
地理院タイル
（淡色地図）

利用手続きフローQ1：基本測量成果を利用しますか？⇒NOに該当（申請不要）

基本測量成果以外の成果は**申請不要、出典明示で利用可能です**

- ✓ 陸地測量標条例（明治23年法律第23号）前の測量成果
- ✓ 「**地図・空中写真閲覧サービス**」の地図・空中写真
- ✓ 地理院タイルのうち、基本測量成果ではないもの
→白地図、**写真**、色別標高図、活断層図等

 POINT
地理院地図や地図・空中写真閲覧サービス等で**無償で公開**している空中写真は刊行しているものから解像度を落としており、**基本測量成果には該当しません**



【出典明示の記載例】

- 「出典：地図・空中写真閲覧サービス（国土地理院）」
- 「出典：国土地理院撮影の空中写真（XXXX年撮影）」
- 「5千分1東京図（国土地理院）を□□市で加工して作成」
- 「国土地理院撮影の空中写真（XXXX年撮影）に○○を追記して掲載」

※技術資料など、独自の利用規約がある地図等もございますので、各利用規約に沿って、ご利用ください。

主な申請不要なケース（出典明示で利用可！）

利用手続きフローQ2：地図としての利用を想定していない？ ⇒ YESに該当（申請不要）

作成する成果物が地図としての利用を想定していないもの

a.ハンカチ・Tシャツ・紙袋・メモ帳・セロハンテープ、書籍の表紙、CDジャケット、地形図を背景とした表彰状や名刺など**デザイン**として製品への印刷

b.**イラスト**や絵地図、縦横の拡大縮小率が異なるなど誇張表現されているもの、作図ソフトで作った簡易的なもの



利用手続きフローQ3：不特定多数に提供しない？ ⇒ YESに該当する例（申請不要）

作成する成果物を不特定多数の者に提供しないもの

a.私的利用、**学校その他教育機関**、社内、サークル、同好会など**組織内での利用**

b.特定の者に対して提出する申請書、報告書等の添付資料や説明資料として利用

c.一時的な資料（打合せ等）として利用

d.論文、**試験問題で利用**（学会発表も含む）

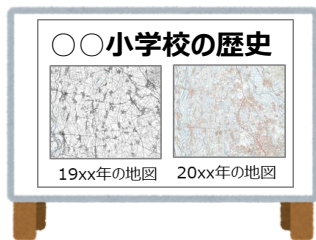


主な申請不要なケース（出典明示で利用可！）

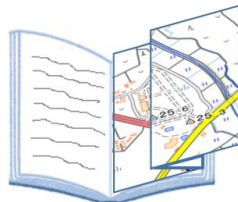
利用手続きフロー-Q4-1：以下の利用方法に該当？⇒YESに該当（申請不要）

作成する成果物が測量成果としての正確さを要しないもの

- a. 博物館等における展示物（**パネル等**）として利用
- b. テレビ番組や**授業での動画配信**で利用
- c. **書籍**、パンフレット・Webサイトへの**地図の挿入**（地図帳、折込み地図、Web地図等を除く）



以下の場合、利用手続きフロー-Q4-2以降をご確認ください



折込み地図・書籍の付録等
（見開きを超える地図）



地図単体を表示するサイト



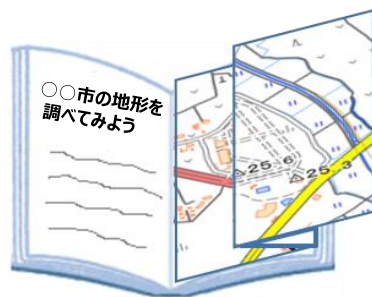
Web地図

主な申請必要なケース（利用手続きフロー-Q4-2以降をご確認ください）

利用手続きフロー-Q4-3：①～③に該当するか？⇒YESに該当（申請必要）

緯度経度等の位置座標を有しない成果物の作成に利用するが、下記①～③に該当する

- ① 管内図、ハザードマップ、**教育等**の国土の管理に関わる地図情報を作成する場合
- ② 国土地理院の地図に元々記載されている地形、地名、行政界等を、実質的に異なる表記に変更する場合（ただし、記載の削除のみの場合を除く。）
- ③ 販売している刊行物（紙地図を含む）と比較して、一見して違いが明確に判別できない場合



単体の地図・折り込み地図・書籍の付録等
（見開きを超える地図）

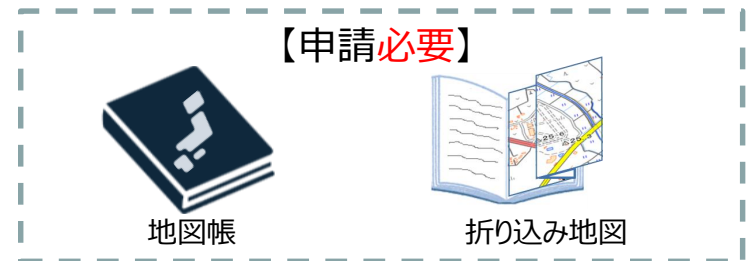
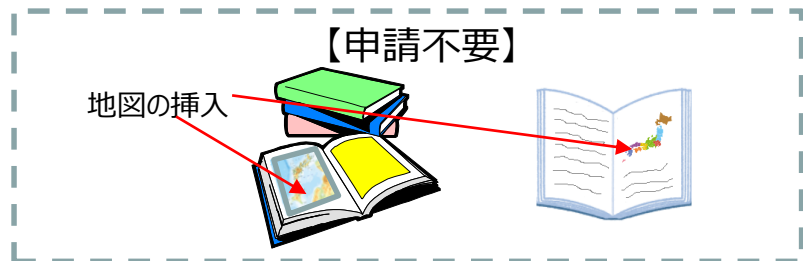


地図単体を表示するサイト

※申請の詳細については、別添「地図の利用手続パンフレット」をご確認ください。

複製使用申請が**不要**なケース (出典明示で利用可)

- ① 「入学試験」・「検定試験」などの問題として利用する場合で、
あらかじめ承認を受けることが困難であるような試験で利用する場合
- ② 1校単位や1授業単位での内部利用
- ③ 動画、オンライン授業での配信
- ④ 教科書・教材(書籍)に利用する地図が見開きページに収まる場合
(地図帳、折込み地図、折込み地図のような単体の地図が表示されるサイト、
地図コンテンツを主とするサイトを除く)



- ⑤ Webサイトに画像を埋め込んで利用する場合
→ 画像サイズ・画像の枚数制限もなし



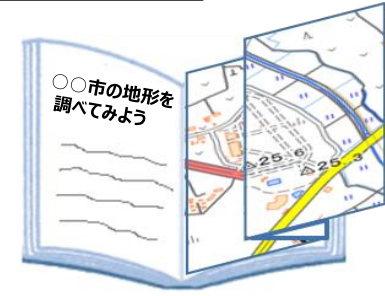


複製使用申請が必要なケース

- ① 一枚刷りの地図として利用
- ② 地図帳として利用
- ③ 教科書・教材（書籍）に折り込み地図・付録の地図として利用



一枚刷りの地図



折り込み地図

④ 折込み地図のような単体の地図が表示されるサイト

（「折込み地図のような単体の地図が表示されるサイト」とは、ページ内のリンク等をクリックした後に別窓が開き単体の地図が表示されるもの等をいう。）



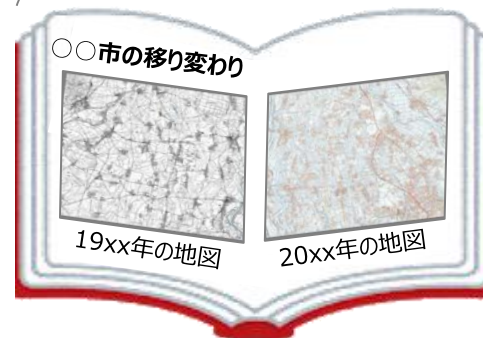
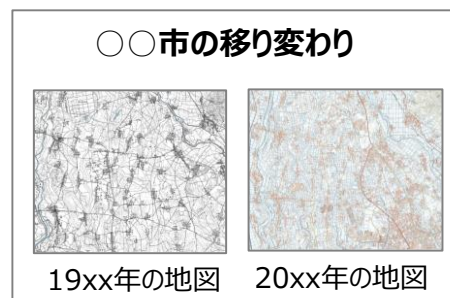
リンクをクリックすると単体の地図が表示！

Ⅱ.教科書・教材出版での利用 (代表的なQ&A)

【質問事例】

市内全域にある中学校の社会科教材として、国土地理院発行の2.5万分1地形図（最新のものとは古い時代のものを比較できるように）使用したいと考えております。

1枚刷りのものを生徒へ配布する場合と、社会科の教材（副読本）へ地図を掲載する場合とではどちらのケースも申請不要で問題ないでしょうか？



【回答】

Q1：2万5千分1地形図を使用する → Q1でYES フローの次の質問へ進む

Q2：地図として利用する → Q2でNO フローの次の質問へ進む

Q3：不特定多数に配布する → Q3でNO フローの次の質問へ進む

※仮に、1校単位の中学校内のみでの使用であれば、Q3でYESとなり、申請不要。

Q4-1：

└ 1枚刷りの場合：地図は1枚もので**ほぼ全面が地図**となる

└ → Q4-1でNO 次の質問に進む

└ 副読本の場合：副読本への**地図の挿入**（**地図が見開き1ページに収まる場合**）
であれば、Q4-1でYES … 申請不要

Q4-2：緯度経度の座標は記載しない → Q4-2でYES フローの次の質問へ進む

Q4-3：社会科教材に市内の移り変わりを示すとの目的であり、

①「**国土の管理に関わる地図情報を作成**」で該当する例（教育）に該当

→ Q4-3でYES

ワンポイントメモ

社会科教材の作成

└ ● 1校単位の中学校内のみでの使用 → 申請不要

└ ● 市内全域にある中学校に配布

└ ● 地図が見開き1ページに収まる場合 → 申請不要（地図帳は申請必要）

└ ● 1枚刷りまたは地図が見開き1ページに収まらない（折り込み地図）場合 → 申請必要



**よって、1枚刷りのものを配布
する場合は申請が必要となる**

教育分野における1枚刷りの地図は、成果物にたとえ位置座標がなくても申請必要。

複製・使用承認申請から承認までの流れ



1. 申請書の作成

承認申請が必要と判断した場合には、目的が同様な申請書（記載例）を利用し、申請書を作成してください。

- ◆複製承認申請書(第29条)
<https://www.gsi.go.jp/LAW/2930-29zyou.html>
- ◆使用承認申請書(第30条)
<https://www.gsi.go.jp/LAW/2930-30zyou.html>

2. 申請書の提出

申請書を送付する際には、宛名を明記し切手を貼った返信用封筒を同封して、封筒に「測量成果の複製（使用）承認申請書」等と明記して下記宛に送付してください。

- ◆〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土地理院 地理空間情報部 情報企画課 審査係 宛

3. 承認書の送付

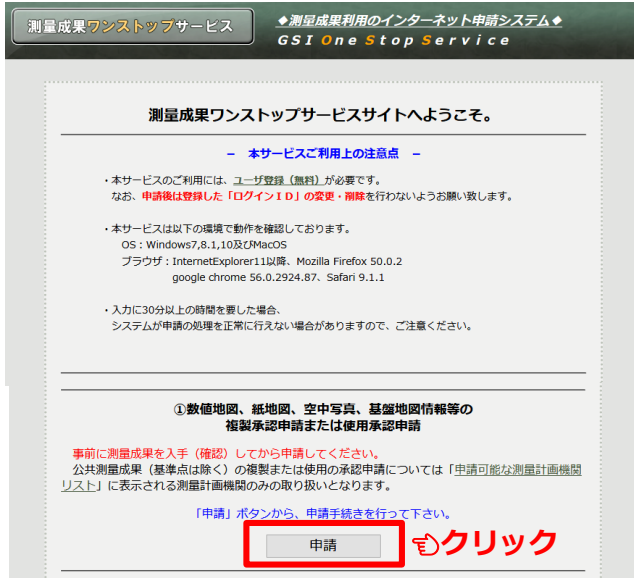
国土地理院での審査後、「承認書」を送付いたします。
審査にかかる期間は申請書が到着してから7日から14日（土日祝日及び年末年始を除く）程度です。

4. 成果品の提出

作成する成果品には、必ず承認書に記載されている承認番号等を記載し、成果品1部を国土地理院（承認を受けた部署に提出）に提出してください。



※測量成果ワンストップサービス
をご利用ください！



測量成果ワンストップサービス ◆測量成果利用のインターネット申請システム◆
GSI One Stop Service

測量成果ワンストップサービスサイトへようこそ。

- 本サービスご利用上の注意点 -

- ・本サービスのご利用には、ユーザ登録（無料）が必要です。
なお、申請後は登録した「ログインID」の変更・削除を行わないようお願い致します。
- ・本サービスは以下の環境で動作を確認しております。
OS：Windows7, 8.1, 10及びMacOS
ブラウザ：Internet Explorer11以降、Mozilla Firefox 50.0.2
google chrome 56.0.2924.87、Safari 9.1.1
- ・入力に30分以上の時間を要した場合、システムが申請の処理を正常に行えない場合がありますので、ご注意ください。

①数値地図、紙地図、空中写真、基礎地図情報等の複製承認申請または使用承認申請

事前に測量成果入手（確認）してから申請してください。
公共測量成果（基準点は除く）の複製または使用の承認申請については「申請可能な測量計画機関リスト」に表示される測量計画機関のみの取り扱いとなります。

「申請」ボタンから、申請手続きを行って下さい。

クリック

<https://onestop.gsi.go.jp/onestopservice/>

- ・システム上で簡単に申請できます
- ・郵送手続・押印不要
- ・承認書はシステムからDL可能

国土地理院ウェブサイト
<https://www.gsi.go.jp/>



地図の利用手続に関するページ
<https://www.gsi.go.jp/LAW/2930-index.html>

「申請」をクリック

インターネット申請は「測量成果ワンストップサービス」から!

Q&A、パンフレットなど、地図の利用手続に関する各種参考資料を掲載しています。

測量成果ワンストップサービス

ご不明な点は、下記までお問合せ下さい。



〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土地理院 地理空間情報部 情報企画課 審査係
電話：029-864-4150（直通）
Eメール：gsi-tsu-fukusei@gxb.mlit.go.jp

